第一号第一様式(第十七条第四項関係)

法人単位資金収支計算書

(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月31日

					(単位:円)
		勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)
		介護保険事業収入	1, 782, 288, 000	1, 766, 195, 370	16, 092, 630
		老人福祉事業収入	787, 512, 000	771, 654, 657	15, 857, 343
	収	児童福祉事業収入	123, 326, 000	122, 059, 406	1, 266, 594
		その他の事業収入	57, 937, 000	58, 348, 337	$\triangle 411, 337$
事		借入金利息補助金収入	1, 078, 000	1, 077, 840	160
業	入	経常経費寄附金収入	1, 545, 000	1, 565, 000	△20,000
活		受取利息配当金収入	275, 000	189, 718	85, 282
動		その他の収入	6, 435, 000	22, 051, 389	$\triangle 15, 616, 389$
に		事業活動収入計(1)	2, 760, 396, 000	2, 743, 141, 717	17, 254, 283
よ		人件費支出	1, 897, 234, 000	1, 870, 874, 520	26, 359, 480
る		事業費支出	491, 234, 000	477, 151, 945	14, 082, 055
収	支	事務費支出	377, 130, 000	371, 356, 203	5, 773, 797
支		利用者負担軽減額	1, 180, 000	501, 625	678, 375
		支払利息支出	2, 091, 000	2, 090, 700	300
	出	その他の支出	4, 127, 000	3, 516, 044	610, 956
		流動資産評価損等による資金減少額	0	126, 605	$\triangle 126,605$
		事業活動支出計(2)	2, 772, 996, 000	2, 725, 617, 642	47, 378, 358
	Ē	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	$\triangle 12,600,000$	17, 524, 075	$\triangle 30, 124, 075$
施	収	施設整備等補助金収入	2, 145, 000	2, 145, 000	0
設	入	施設整備等収入計(4)	2, 145, 000	2, 145, 000	0
整	八	設備資金借入金元金償還支出	19, 450, 000	19, 450, 000	0
備	支	固定資産取得支出		46, 292, 733	$\triangle 167,733$
等	X		46, 125, 000	110, 000	△107,733 0
		固定資産除却・廃棄支出	110, 000	9, 010, 305	<u> </u>
に	111	ファイナンス・リース債務の返済支出	8, 960, 000	9, 010, 305	△50, 305
よっ	出				
る		拉凯南伊然士[[1][(E)	74 645 000	74 060 000	A 010 000
収土	-I-	施設整備等支出計(5)	74, 645, 000	74, 863, 038	△218, 038
支		6設整備等資金収支差額(6)=(4)−(5)	△72, 500, 000	△72, 718, 038	218, 038
そ		積立資産取崩収入	53, 253, 000	55, 785, 834	△2, 532, 834
の	人	その他の活動による収入	120, 000	120, 000	0
他		その他の活動による収入計(7)	53, 373, 000	55, 905, 834	△2, 532, 834
の		積立資産支出	38, 953, 000	40, 629, 710	$\triangle 1,676,710$
活	支	その他の活動による支出	3, 800, 000	3, 790, 676	9, 324
動					
に					
ょ	出				
る					
収		その他の活動支出計(8)	42, 753, 000	44, 420, 386	$\triangle 1,667,386$
支		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	10, 620, 000	11, 485, 448	△865, 448
予	備費	支出(10)	0		0
			0		
当	期資	金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	$\triangle 74, 480, 000$	$\triangle 43, 708, 515$	$\triangle 30, 771, 485$
		支払資金残高(12)	701, 678, 448	701, 678, 448	0
当	期末	支払資金残高(11)+(12)	627, 198, 448	657, 969, 933	$\triangle 30, 771, 485$

第二号第一様式(第二十三条第四項関係)

法人単位事業活動計算書

(自) 令和 4年 4月 1日 (至) 令和 5年 3月31日

					(単位:円)
		勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
		介護保険事業収益	1, 766, 195, 370	1, 789, 335, 887	$\triangle 23, 140, 517$
	収	老人福祉事業収益	771, 654, 657	773, 012, 706	$\triangle 1, 358, 049$
		児童福祉事業収益	122, 059, 406	120, 022, 060	2, 037, 346
サ		その他の事業収益	58, 348, 337	57, 291, 948	1, 056, 389
ĺ	益	経常経費寄附金収益	1, 565, 000	1, 050, 070	514, 930
ビ	11111.	その他の収益	2, 820, 808	3, 681, 460	$\triangle 860, 652$
ス		サービス活動収益計(1)	2, 722, 643, 578	2, 744, 394, 131	$\triangle 21, 750, 553$
活		人件費		1, 896, 754, 320	
		事業費	1, 867, 219, 208		$\triangle 29, 535, 112$
動	#		477, 151, 945	446, 446, 349	30, 705, 596
増	費	事務費	371, 558, 131	388, 421, 420	△16, 863, 289
減		利用者負担軽減額	501, 625	566, 359	△64, 734
Ø)		減価償却費	171, 673, 123	155, 532, 866	16, 140, 257
部	用	国庫補助金等特別積立金取崩額	△76, 184, 863	$\triangle 65, 843, 603$	$\triangle 10, 341, 260$
		徴収不能額	126, 605	1, 300	125, 305
		徴収不能引当金繰入	44, 344	0	44, 344
		サービス活動費用計(2)	2, 812, 090, 118	2, 821, 879, 011	$\triangle 9,788,893$
	Ą	ナービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	\triangle 89, 446, 540	$\triangle 77, 484, 880$	$\triangle 11,961,660$
サ	収	借入金利息補助金収益	1,077,840	1, 257, 480	$\triangle 179,640$
		受取利息配当金収益	218, 148	284, 653	$\triangle 66,505$
ピ	益	その他のサービス活動外収益	19, 230, 581	3, 958, 215	15, 272, 366
ス		サービス活動外収益計(4)	20, 526, 569	5, 500, 348	15, 026, 221
活		支払利息	2,090,700	2, 440, 800	$\triangle 350, 100$
動	費	その他のサービス活動外費用	3, 516, 044	3, 968, 259	$\triangle 452, 215$
外			, ,	, ,	,
増	用				
減	713				
か の		サービス活動外費用計(5)	5, 606, 744	6, 409, 059	△802, 315
部	4	ナービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	14, 919, 825	△908, 711	15, 828, 536
		減差額(7)=(3)+(6)	$\triangle 74, 526, 715$	$\triangle 78, 393, 591$	3, 866, 876
<u> </u>	収	施設整備等補助金収益	2, 145, 000	6, 324, 000	$\triangle 4, 179, 000$
	HХ	固定資産売却益	2, 145, 000	329, 709	
胜	→←	回た員産元が益 その他の特別収益			$\triangle 329,709$
特四	益		115, 534	21, 541	93, 993
別		特別収益計(8)	2, 260, 534	6, 675, 250	△4, 414, 716
増	-240	固定資産売却損・処分損	1, 379, 622	4, 113, 062	$\triangle 2, 733, 440$
減	費	国庫補助金等特別積立金取崩額(除)	<u>△1</u>	0	△1
の		国庫補助金等特別積立金積立額	2, 145, 000	6, 324, 000	$\triangle 4, 179, 000$
部	用	その他の特別損失	3, 740, 676	1, 262, 767	2, 477, 909
		特別費用計(9)	7, 265, 297	11, 699, 829	$\triangle 4, 434, 532$
		特別増減差額(10)=(8)-(9)	$\triangle 5,004,763$	$\triangle 5,024,579$	19, 816
税		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	$\triangle 79, 531, 478$	$\triangle 83, 418, 170$	3, 886, 692
法	人税		0	0	0
法		等調整額(13)	0	0	0
当	期活	動増減差額(14)=(11)-(12)-(13)	\triangle 79, 531, 478	\triangle 83, 418, 170	3, 886, 692
繰	前其	切繰越活動増減差額(15)	925, 413, 583	1, 024, 104, 723	△98, 691, 140
越	当其	期末繰越活動増減差額(16)=(14)+(15)	845, 882, 105	940, 686, 553	$\triangle 94, 804, 448$
活		本金取崩額(17)	0	0	0
動		の他の積立金取崩額(18)	46, 672, 938	31, 300, 000	15, 372, 938
増		の他の積立金積立額(19)	37, 000, 310	46, 572, 970	$\triangle 9, 572, 660$
減			, , , , , , , ,	,,	
差					
額					
の					
部	<i>₩</i> ‡	期繰越活動増減差額(20)=(16)+(17)+(18)-(19)	855, 554, 733	925, 413, 583	$\triangle 69, 858, 850$
口口	八方	ÿ川木ル <u>◇1</u> 日 野ル・日 (以 /工 (贝 (ΔU) = (1U) + (11) + (10) = (13)	000, 004, 100	920, 410, 900	$\triangle 09,090,090$

第三号第一様式(第二十七条第四項関係)

法人単位貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

資	産の部			負	債 の 部		
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	1, 223, 800, 056	1, 151, 037, 745	72, 762, 311	流動負債	692, 776, 675	572, 493, 285	120, 283, 390
現金預金	932, 100, 284	878, 234, 392	53, 865, 892	事業未払金	74, 041, 280	86, 278, 445	$\triangle 12, 237, 165$
事業未収金	269, 447, 043	252, 021, 274	17, 425, 769	その他の未払金	2, 145, 000	0	2, 145, 000
未収金	72, 258	770, 455	△698, 197	1年以内返済予定設備資金借入金	19, 450, 000	19, 450, 000	0
未収補助金	21, 536, 787	19, 624, 536	1, 912, 251	1年以内返済予定リース債務	9, 471, 960	7, 212, 960	2, 259, 000
立替金	90, 012	206	89, 806	未払費用	73, 205, 702	67, 652, 389	5, 553, 313
前払金	12, 816	12, 816	0	預り金	412, 204, 379	291, 613, 485	120, 590, 894
前払費用	585, 642	490, 042	95, 600	職員預り金	3, 924, 550	3, 605, 386	319, 164
徴収不能引当金	△44, 786	$\triangle 115,976$	71, 190	前受収益	123, 640	123, 640	0
固定資産	2, 830, 994, 981	2, 956, 585, 585	$\triangle 125, 590, 604$	賞与引当金	98, 210, 164	96, 556, 980	1, 653, 184
基本財産	1, 605, 728, 540	1, 742, 183, 042	$\triangle 136, 454, 502$	固定負債	199, 432, 414	218, 972, 755	$\triangle 19,540,341$
土地	34, 000, 000	34, 000, 000	0	設備資金借入金	96, 700, 000	116, 150, 000	$\triangle 19, 450, 000$
建物	1, 571, 728, 540	1, 708, 183, 042	$\triangle 136, 454, 502$	リース債務	24, 270, 100	19, 051, 945	5, 218, 155
その他の固定資産	1, 225, 266, 441	1, 214, 402, 543	10, 863, 898	退職給付引当金	78, 112, 314	83, 595, 810	$\triangle 5, 483, 496$
建物	2, 112, 496	2, 680, 118	△567, 622	役員退職慰労引当金	350, 000	175, 000	175, 000
構築物	18, 606, 679	21, 388, 251	$\triangle 2,781,572$	負債の部合計	892, 209, 089	791, 466, 040	100, 743, 049
機械及び装置	3, 148, 605	4, 016, 352	△867, 747	純質	産 産 の 部		
車輌運搬具	7	307, 035	△307, 028	基本金	360, 151, 827	360, 151, 827	0
器具及び備品	97, 577, 177	75, 162, 720	22, 414, 457	基本金	360, 151, 827	360, 151, 827	0
有形リース資産	33, 742, 060	26, 264, 905	7, 477, 155	国庫補助金等特別積立金	960, 665, 676	1, 034, 705, 540	$\triangle 74,039,864$
権利	604, 240	604, 240	0	国庫補助金等特別積立金	960, 665, 676	1, 034, 705, 540	$\triangle 74,039,864$
ソフトウェア	4, 802, 192	3, 877, 885	924, 307	その他の積立金	986, 213, 712	995, 886, 340	$\triangle 9,672,628$
退職給付引当資産	78, 112, 314	83, 595, 810	$\triangle 5, 483, 496$	人件費積立金	218, 576, 910	208, 565, 020	10, 011, 890
人件費積立資産	218, 576, 910	208, 565, 020	10, 011, 890	施設整備等積立金	750, 529, 147	764, 026, 567	$\triangle 13, 497, 420$
施設整備等積立資産	750, 529, 147	764, 026, 567	$\triangle 13, 497, 420$	特定目的寄附積立金	0	6, 193, 938	$\triangle 6, 193, 938$
特定目的寄附積立資産	0	6, 193, 938	△6, 193, 938	その他の積立金	17, 107, 655	17, 100, 815	6, 840
その他の積立資産	17, 107, 655	17, 100, 815	6, 840	次期繰越活動増減差額	855, 554, 733	925, 413, 583	$\triangle 69, 858, 850$
差入保証金	146, 000	216, 000	△70, 000	次期繰越活動増減差額	855, 554, 733	925, 413, 583	$\triangle 69, 858, 850$
長期前払費用	100, 959	302, 887	△201, 928	(うち当期活動増減差額)	$\triangle 79, 531, 478$	\triangle 83, 418, 170	3, 886, 692
その他の固定資産	100,000	100, 000	0	純資産の部合計	3, 162, 585, 948	3, 316, 157, 290	$\triangle 153, 571, 342$
資産の部合計	4, 054, 795, 037	4, 107, 623, 330	\triangle 52, 828, 293	負債及び純資産の部合計	4, 054, 795, 037	4, 107, 623, 330	\triangle 52, 828, 293

2023年3月31日現在

社会福祉法人 東京蒼生会

貸借対照表科目	48	所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	(単位:円)
I 資産の部	200	in 物里守	以付午及	使用日的守	以守屾領	例	貝旧刈思衣叫做
1 流動資産							
現金預金	1					<u> </u>	
小口現金	現金手許有高			運転資金として	_		360, 598
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	現金子計有向 青梅信用金庫東	5 方 华 洋 士 庄 仙	_	運転資金として	_	_	•
			_		_	_	876, 829, 640
定期預金	みずほ銀行大教		_	運転資金として	_	_	54, 888, 727
郵便貯金	ゆうちょ銀行()一儿店	_	運転資金として 小 計		_	21, 319 932, 100, 284
事業未収金	国民健康保険団	17年40年	_	3月分介護報酬他		1	
未収金	職員	11件建行去他		住居負担金		_	269, 447, 043
.,			_	m/11/1/11			72, 258
未収補助金	東京都他		_	新型コロナウイルスサーヒ、ス提供体制確保補助金他	_	_	21, 536, 787
立替金	利用者	1-24- A	_	決裁サービス引落し手数料他	_	_	90, 012
前払金	全国社会福祉協		_	書籍購読料2023年度分	_	_	12, 816
前払費用	日新火災海上係	· K K M M M M M M M M M M M M M M M M M	_	建物火災保険料2023年度分他		_	585, 642
徴収不能引当金		\		A 71		_	△ 44, 786
- Frank Via de		流	動資産	合 計			1, 223, 800, 056
2 固定資産							
(1) 基本財産	T	;	T	笠 0 紙先人短知事要べま 7 セ		,	
土地	法人本部拠点	東村山市富士見町 二丁目1番地19	_	第2種社会福祉事業である老 人デイサービスセンター等に	_	_	34, 000, 000
		一月日1番地19		使用している			
建物	万寿園拠点 第三万寿園拠点	東村山市富士見町 二丁目1番地2	1982年度	第1種社会福祉事業である養護老人ホーム等に使用してい	1, 263, 305, 920	1, 058, 540, 345	204, 765, 575
	第二万寿園拠点	東村山市富士見町 二丁目1番地2 第二万寿園 西棟	1980年度	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホームに使用して いる	571, 152, 581	419, 904, 034	151, 248, 547
	第二万寿園拠点	東村山市富士見町 二丁目1番地2 第二万寿園 東棟	2011年度	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホームに使用している	847, 408, 536	402, 524, 199	444, 884, 337
	第二万寿園拠点	東村山市富士見町 二丁目1番地2 第二万寿園 厨房棟	2011年度	第1種社会福祉事業である特別養護老人ホーム等に使用している	124, 070, 721	66, 448, 183	57, 622, 538
	第二万寿園拠点	東村山市富士見町 二丁目1番地2 ディサービスセンター棟	1990年度	第2種社会福祉事業である老 人デイサービスセンターに使 用している	282, 698, 039	222, 348, 777	60, 349, 262
	第二万寿園拠点	東村山市富士見町 二丁目1番地2 支援センター棟	1998年度	第2種社会福祉事業である訪問介護事業所等に使用してい	54, 966, 062	44, 903, 057	10, 063, 005
	ポルテあすなろ拠点		2018年度	第1種社会福祉事業である母 子生活支援施設に使用してい る	764, 482, 552	121, 687, 276	642, 795, 276
		i.		小 計		I	1, 571, 728, 540
		基	本 財 産	合 計			1, 605, 728, 540
(2) その他の固	日定資産						
建物	第二万寿園拠点	東村山市富士見町 二丁目1番地2 (デイサービス棟建物附属設備)	2003年度	第2種社会福祉事業である老 人デイサービスセンターに使 用している	21, 442, 998	19, 330, 502	2, 112, 496
構築物	外溝工事他	•	_	外溝工事他	64, 237, 979	45, 631, 300	18, 606, 679
機械及び装置	厨房用機器等		_	厨房機器他	51, 505, 469	48, 356, 864	3, 148, 605
車輌運搬具	ニッサン シヒ	ゴリアン他	_	利用者送迎車輌他	12, 167, 835	12, 167, 828	7
器具及び備品	電動ベッド他		_	電動ベッド他	443, 963, 967	346, 386, 790	97, 577, 177
有形リース資産	車輌リース他		_	車輌他	60, 458, 760	26, 716, 700	33, 742, 060
権利	電話加入権		_	電話加入権	604, 240		604, 240
ソフトウェア	勤怠管理システ	- ム他	_	利用者預り金システム他	20, 766, 187	15, 963, 995	4, 802, 192
退職給付引当資産	東社協従事者共		_	退職金の支払に充てるために退職 給付引当金に対応して積み立てて いる	_	_	78, 112, 314
人件費積立 資産	青梅信用金庫東	京街道支店他	_	将来発生が見込まれる人件費の類 に属する経費に充てるために積み 立てている	_	_	218, 576, 910
施設整備等積立資産	青梅信用金庫東	東京街道支店他	-	将来発生が見込まれる増改築等に 類する経費に充てるために積み立 てている	_	_	750, 529, 147
その他の積立	人材育成環境 整備積立資産	青梅信用金庫東京街道支店他	_	将来発生が見込まれる人材育成に 類する経費に充てるために積み立 てている	_	_	17, 107, 655
	1		L	1		1	

2023年3月31日現在

社会福祉法人 東京蒼生会

(単位:円)

3, 162, 585, 948

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額				
差入保証金	社宅他	I	技能実習生住居敷金他	_	_	146, 000				
長期前払費用	日新火災海上保険他	-	建物火災保険料2024.9.30まで	_	_	100, 959				
その他の固定 資産	さわやか信用金庫美原支店他	_	出資金	-	_	100, 000				
	その	の他の固定資	養産合計			1, 225, 266, 441				
固定資産合計										
	資	産	計			4, 054, 795, 037				
Ⅱ 負債の部										
1 流動負債										
事業未払金	3月分給食材料費他	_		_	_	74, 041, 280				
その他の未払金	対面式面会室設置費用	_	/ [_	_	2, 145, 000				
1年以内返済			/ [
予定設備資金	設備資金借入金債務	_		_	_	19, 450, 000				
借入金										
1年以内返済			/							
予定リース	利用者送迎等の車輌リース債務他	_	/	_	_	9, 471, 960				
債務			/							
未払費用	3月分非常勤職員給与他	_		_	_	73, 205, 702				
預り金	大規模改修等工事費用預り金他	_		_	_	412, 204, 379				
職員預り金	3月分所得税、住民税他	_		_	_	3, 924, 550				
前受収益	4月分アンテナ基地局設置料・電気料	_] /	_	_	123, 640				
賞与引当金	2022年度に帰属する賞与引当金	I	/	_	_	98, 210, 164				
	流	動負債	合 計			692, 776, 675				
2 固定負債										
設備資金	独立行政法人福祉医療機構	_		_	_	96, 700, 000				
借入金	<u>派立行政仏八曲世区原域博</u>					90, 700, 000				
リース債務	利用者送迎等の車輌リース債務他	1		_	_	24, 270, 100				
退職給付	退職金の支払に充てるために積み立て					78, 112, 314				
引当金	ている					10, 112, 314				
役員退職慰労	退職慰労金の支払に充てるために積み				_	350, 000				
引当金	立てている					350,000				
固定負債合計										
	負 債 合 計									

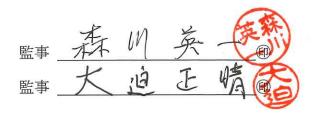
差 引 純 資 産

監查報告書

2023年 5月 23日

社会福祉法人 東京蒼生会

理事長 松田 雄二 殿



私たち監事は、2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に 努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の 執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧 し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。加えて、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)第2条の33各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類(計算書類及びその附属明細書)並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人〇AG監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

監查報告書

2023 年 3 月期 社会福祉法人 東京蒼生会

独立監査人の監査報告書 法人単位資金収支計算書 法人単位事業活動計算書 法人単位貸借対照表 計算書類に対する注記(法人全体) 附属明細書 財産目録

OAG監査法人

独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

社会福祉法人東京蒼生会 理事会 御中

OAG監査法人 東京都千代田区

指定社員 業務執行社員

公認会計士



<計算関係書類監査>

監査意見

当監査法人は、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づき、社会福祉法人東京蒼生会の2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度の計算関係書類(社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ(1)に規定する法人単位資金収支計算書、同号口(1)に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書(社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。)の項目をいう。以下同じ。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会 福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増 減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、計算関係書類のうち監査意見の対象とされていない部分並びに、財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した 場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に 準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による 重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断し た内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

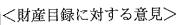
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示 リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断 による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでは ないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案する ために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた 会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。



- ・ 理事者が継続事業を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会 福祉法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適切に 表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。



財産目録に対する監査意見

当監査法人は、社会福祉法第 45 条の 19 第 2 項及び社会福祉法施行規則第 2 条の 22 の規定に基づき、社会福祉法人東京蒼生会の 2023 年 3 月 31 日現在の 2022 年度の財産目録(社会福祉法人会計基準第 7 条の 2 第 1 項第 1 号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正 妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して 作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠するとともに、法人単位貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。



利害関係

法人と当監査法人との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
13 東京都 213 東村山市		13000	1012705000099	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人 東京	·蒼生会			
(8)主たる事務所の住所	東京都	東村山市	富士見町2-1-3		
(9)主たる事務所の電話	活番号 042-391-9246	(10)主たる事務所のFAX番号	042-392-1733	(11)従たる事務所の有無2無	
(12)従たる事務所の住	所				
(13)法人のホームページア	가 レス https://www.t-se	ouseikai.or.jp	(14)法人のメールアドレス	info@t-souseikai.or.jp	
(15)法人の設立認可を	〒日日 昭和27年5日1	7日 (16)法人の設立登記在日日	昭和25年8日3日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

他の社会福祉法人の評	/2 の並ん私た度におはる部
(員・職員との兼務状況)	(3-7)削会計年度における評議員会への出席回数
	1
	0
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	(貝・職員との兼務状況

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6名以上9名以内 (2)理事の理	見員	9 (3-12)型	里事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)	(円)	19,332,444 2 特例無		
	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日		(3-5)理事選任の評議 員会議決年月日	(3-6)理事の職業			(3-7)理 所轄庁か 再就職状	らの
(3-1)理事の氏名	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要例	件の区分別該当状況		(3-10)各理 事と親族等特 殊関係にある 者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前 計年度に る理事会 出席回数	ニおけ ミ への
松田 雄二	1 理事長	平成27年3月27日		令和3年6月22日				1有	
12H ML—	R3.6.22 ~ 2023/6			業の経営に関する識見を	する者	2 無	2 理事報酬のみ支給		5
田中 仁	2 業務執行理事		1 常勤	令和3年6月22日		I		2 無	
	R3.6.22 ~ 2023/6			業の経営に関する識見を	月96百	2 無	1 理事報酬及び職員給料ともに支給		5
白石 誠一	2 業務執行理事 R3.6.22 ~ 2023/6		1 常勤 3 施設の管理	令和3年6月22日		2 無	1 理事報酬及び職員給料ともに支給	2 無	
	3 その他理事		3 施設の官理 2 非常勤	有	l e	2 M	1 生争報酬及び戦員福科ともに又和	2 無	
國井 実枝子	R3.6.22 ~ 2023/6			業の経営に関する識見を		2 無	2 理事報酬のみ支給	2 m	4
	3 その他理事		1 常勤	令和3年6月22日		2 m	2 生争和60000支机	1 有	
齊藤 修	R3.6.22 ~ 2023/6		3 施設の管理		l	2 無	1 理事報酬及び職員給料ともに支給		5
	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月22日		- M	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	1 有	Ť
永田 元	R3.6.22 ~ 2023/6			業の経営に関する識見を	する者	2 無	2 理事報酬のみ支給	- 13	4
1-4	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月22日		1		1有	
榊 美智子	R3.6.22 ~ 2023/6		1 社会福祉事	業の経営に関する識見を存	する者	2 無	2 理事報酬のみ支給		5
E0 ++	3 その他理事		2 非常勤	令和3年6月22日		'	•	2 無	
長島 文夫	R3.6.22 ~ 2023/6		2 事業区域に	おける福祉に関する実情に	通じている者	2 無	2 理事報酬のみ支給		5
恋誌 禾掛	3 その他理事		1 常勤	令和3年6月22日				2 無	
齊藤 秀樹	R3.6.22 ~ 2023/6		3 施設の管理	者		2 無	1 理事報酬及び職員給料ともに支給		5

⁽注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。 「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員 2名	(2)監事の現員	2 (3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	590,000
	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議 員会議決年月日
(3-1)監事の氏名	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
森川 英一		2 無	令和3年6月22日
M/11 X	R3.6.22 ~ R4.6.27	6 財務管理に識見を有する者(その他)	5
大迫 正晴		2 無	令和4年6月27日
八色 正明	R4.6.27 ~ 2023/6	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	3

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度 の会計監査人の監 査報酬額(円)		(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年 度の会計監査人の 監査報酬額 (円)
O A G監査法人	3,080,000	2 無	OAG監査法人	3,080,000

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数		1/5	
①常勤専従者の実数	0 ②常勤兼務者の実数	2 3非常勤者の実数	5

			常勤換算数	1.8	常勤換算数	1.9
(2)施設・事業所職員の人数						
①常勤専従者の実数	196	②常勤兼務者の実数		17	③非常勤者の実数	298
			常勤換算数	13.7	常勤換算数	164.9

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・ 会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項			
	評議員	理事	監事	会計監査人				
令和4年6月27日	9	5	2		・会計監査人の再任について ・2022年度に理事に支給する報酬総額の範囲について ・2022年度に監事に支給する報酬総額の範囲について ・評議員会の延長について ・監事の選任について			

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日			3)理事会ごとの決議事項				
	理事	監事					
令和4年6月10日	9	2	・2021年度事業報告について ・2021年度決算の承認について ・2022年定時評議員会の開催及び議題について(評議員会の招集及び日時・場所、目的である事項及び内容、会計監査人の再任について、2022年度に理事に支給する報酬総額の範囲の決定、2022年度に監事に支給する報酬総額の範囲の決定、2022年度に監事に支給する報酬総額の範囲の決定) ・役員等に対する補償契約及び損害賠償責任保険の契約締結について ・経理規則の改正について ・無期及び嘱託職員給与規程の改正について ・個人情報保護規程の改正について				
令和4年6月22日	9	2	(決議の省略) - 監事候補者の選任について				
令和4年9月6日	8	2	・育児休業・育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに勤務時間短縮措置等に関する規程の改正について ・介護休業・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに勤務時間短縮措置等に関する規程の改正について ・和解条項案について ・コンプライアンス担当理事の任命について				
令和4年11月9日	9	2	・2022年度第一次補正予算について ・2022年度第2回評議員会の招集について				
令和5年3月23日	8	2	 ・無期及び嘱託職員給与規程の改正について ・2022年度第二次補正予算について ・2023年度事業計画及び当初予算について ・運営規程の改正について ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 2023年度受託事業について ・				

(4)うち開催を省略した回数 1

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名

岩瀬 佐千世 森川 英一 大迫 正晴

(2)監査報告により求められた改善すべき事項

(3)監査報告により求められた改善すべき 事項に対する対応

なし なし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

01 無限定適正意見

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点 区分コード		①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称			
		③事業所の所在地			④事業所の ⑤事業所の 土地の保有 建物の保有 状況 状況		事業所単 8年間(4月~3 月) 利用者延べ総数(人/年)	
分類	区分名称	⑨社会福祉施設等	の建設等の状況(当該拠点区	分における主たる事業(前年度	の年間収益が最も多い事	業)に計上)		
刀規		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(工) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) – 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) – 2修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3修繕年月日 (3回目)	(ア) – 4修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)
		00000001	本部経理区分		法人本部			
001		東京都東村	1山市 富士	見町2-1-3		1 行政からの賃借等 3 自己所有	昭和27年5月17日	0 0
001	法人本部	ア建設費					0	
		イ大規模修繕						
		01030101	養護老人ホーム			養護老人ホーム万寿園		
002	万寿園			見町2-1-3		1 行政からの賃借等 3 自己所有	昭和35年9月1日	150 49,034
002	刀对國	ア建設費	昭和58年1月20日	332,326,420	714,979,500	216,000,000	1,263,305,920	5,101.470
		イ大規模修繕						
			軽費老人ホーム			軽費老人ホーム第三万寿園		
003	第三万寿園		山市 富士	見町2-1-3		1 行政からの賃借等 3 自己所有	昭和58年4月1日	50 17,811
003	73_/JAJBS	/ 建設質					0	
		イ大規模修繕						
			特別養護老人ホーム(介護福		2/5	特別養護老人ホーム第二万美	_	
004	第一万基周	東京都東村	出市 富士	見町2-1-2	2/0	1 行政からの賃借等 3 自己所有	昭和52年6月1日	104 35,107

UUT	わ―/ノ (7) 西	イ大規模修繕	昭和55年6月17日	638,843,529	504,188,309	399,600,000	1,542,631,838		4,794.260
004	第二万寿園	亩 京都	老人短期入所事業(短期入所山市 富士見	生活介護) 記町2-1-2		特別養護老人ホーム第二万寿 1 行政からの賃借等 3 自己所有	図 平成3年2月1日 0	6	3,120
004	第二万寿園	亩 京都	老人デイサービスセンター (通所: 山市 富士男 平成3年2月1日	介護) 記町2-1-2 49,996,417	224,144,620	寿デイサービスセンター 1 行政からの賃借等 3 自己所有 30,000,000	平成3年2月1日 304,141,037	40	8,465 846.620
004	第二万寿園	02120101	老人居宅介護等事業(訪問介 山市 富士男 平成10年10月1日	護) 見町2-1-2 -172,938	35,839,000	寿ヘルパーステーション 1 行政からの賃借等 3 自己所有 19,300,000	平成10年10月1日 54,966,062	150	12,031 162.820
004	第二万寿園	06260301	(公益)居宅介護支援事業 山市 富士県	見町2-1-2		寿居宅介護支援事業所 1 行政からの賃借等 3 自己所有	平成12年4月1日 0	0	2,537
004	第二万寿園	06280002	(公益) 地域包括支援センター 山市 富士 見	見町2-1-2		東村山市西部地域包括支援 1 行政からの賃借等 3 自己所有	マンター 平成18年4月1日 0	0	3,787
004	第二万寿園	06260401	(公益)介護予防支援事業 山市 富士見	見町2-1-2		東村山市西部地域包括支援 1 行政からの賃借等 3 自己所有	マンター 平成18年4月1日 0	0	3,787 162.820
004	第二万寿園	06000005 東京都 東村 ア建設費	高齢者配食サービス事業山市富士男	見町2-1-2		東村山市高齢者配食サービス 1 行政からの賃借等 3 自己所有	事業 平成19年4月1日 0	0	10,647
005	さ の	東京都 足立 ア建設費	特別養護老人ホーム(介護福祉 区 佐野2	上サービス) -30-12		特別養護老人ホームさの 1 行政からの賃借等 1 行政からの賃借等	平成3年5月30日	100	34,272
005	さ の	東京都 足立 ア建設費	老人短期入所事業(短期入所区 佐野2	生活介護) -30-12		特別養護老人ホームさの 1 行政からの賃借等 1 行政からの賃借等	平成3年7月1日	6	1,918
005	さ の	東京都 足立 ア建設費	老人デイサービスセンター (通所) 区 佐野2	介護) -30-12		足立区さのデイサービスセンター 1 行政からの賃借等 1 行政からの賃借等	平成3年7月1日	40	8,104
005	さ の	東京都 足立 ア建設費	老人デイサービスセンター (認知) 区 佐野2	定対応型) -30-12		足立区さのデイサービスセンター 1 行政からの賃借等 1 行政からの賃借等	平成3年7月1日	24	2,955
005	さ の	東京都 足立 ア建設費	老人デイサービスセンター (認知) 区 谷中3	定対応型) -14-1		足立区谷中デイサービスセンタ- 1 行政からの賃借等 1 行政からの賃借等	- 平成10年10月1日 0	12	2,057
005	さ の	イ大規模修繕 06260301 東京都 ア建設費	(公益)居宅介護支援事業 区 佐野2	-30-12		さの指定居宅介護支援事業所 1 行政からの賃借等 1 行政からの賃借等	平成12年4月1日	0	1,919
005	さ の	イ大規模修繕 06280002 東京都 足立 ア建設費	(公益) 地域包括支援センター 区 佐野2	-30-12		足立区地域包括支援センター 1 行政からの賃借等 1 行政からの賃借等	さの 平成18年4月1日 0	0	13,823
005	さ の	イ大規模修繕 06260401 東京都 足立 ア建設費	(公益)介護予防支援事業 区 佐野2	-30-12		足立区地域包括支援センター 1 行政からの賃借等 1 行政からの賃借等	さの 平成18年4月1日 0	0	3,674
006	日の出	東京都 足立 ア建設費	老人デイサービスセンター(通所区 日の出	介護) 出町27-3-101		足立区日の出デイサービスセン・ 1 行政からの賃借等 1 行政からの賃借等	9- 平成6年4月1日 0	35	7,211
006	目の出	イ大規模修繕 02120302 東京都 足立 ア建設費	老人デイサービスセンター(認知)区 日の出	正対応型) 3町27-3-101		足立区日の出デイサービスセン・ 1 行政からの賃借等 1 行政からの賃借等	9- 平成6年4月1日 0	24	4,642
006	目の出	イ大規模修繕 06260301 東京都 足立 ア建設費	(公益) 居宅介護支援事業 区 日の出	出町27-4-112		日の出指定居宅介護支援事業 1 行政からの賃借等 1 行政からの賃借等	美所 平成12年4月1日 0	0	1,104
006	日の出	イ大規模修繕 06280002 東京都 ア建設費	(公益) 地域包括支援センター 区 日の出	出町27-4-112		足立区地域包括支援センター 1 行政からの賃借等 1 行政からの賃借等	ヨの出 平成18年4月1日 0	0	4,659
006	日の出	イ大規模修繕 06260401 東京都 足立 ア建設費	(公益)介護予防支援事業 区 日の出	町27-4-112		足立区地域包括支援センター 1 行政からの賃借等 1 行政からの賃借等	ヨの出 平成18年4月1日 0	0	1,196
007	大森老人ホーム	東京都 大田 ア建設費	養護老人ホーム 大森本	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		養護老人ホーム大森老人ホー。 1 行政からの賃借等 1 行政からの賃借等	△ 平成9年2月1日 0	130	46,902
008	ポルテあすな ろ	東京都 足立 ア建設費	母子生活支援施設 区 平成31年3月1日	5,141,842	759,340,710	ボルテあすなろ 1 行政からの賃借等 3 自己所有 0	平成31年4月1日 764,482,552	20	15,887 2,141.200
008	ポルテあすな ろ	東京都 足立 ア建設費	子育で短期支援事業			子育で短期支援事業 1 行政からの賃借等 3 自己所有	令和1年7月1日 0	4	0
009		東京都大田	老人デイサービスセンター (通所) 区 大森 ⁴	介護) ≤町2-2-3		大田区立大森本町高齢者在: 1 行政からの賃借等 1 行政からの賃借等	宅サービスセンター 平成9年4月1日 0	0	0
	ター	7 大規模修繕 イ大規模修繕					<u> </u>		

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-3事業類型コー

①-1拠点		ド分類	少一大心于未行的		シア未 バッロで				
	①-2拠点								
区分コード	区分名称	⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)							
分類		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(工) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	(ア) – 1修繕年月日 (1回目)	(ア) – 2修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点 区分コード	①-2拠点	①-3事業類型コード分類	(1)-4手枷手羊名称					②事業所の名称			
		③事業所の所在地					建物心保有	⑥事業所単位での事業開 始年月日	⑦事業所単 位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)	
		区分名称	⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
刀規	分類		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(工) 借入金	額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延^	床面積
		イ 大規模修繕	(ア) – 1修繕年月日 (1回目)	(ア) – 2修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4修 (4回目)	繕年月日	(ア) - 5修繕年月日 (5回目)	(1) 1	修繕費合計額(円)	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

11 2: 2020000	公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)						
	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)					
①取組類型コード分類	④取組内容						
地域における公益的な取	ポルテホール連絡協議会	足立区					
組⑧(地域の関係者との・ネットワークづくり)	地域のNPO団体及び支援団体とのネットワーク作り						
地域における公益的な取 組②(地域の要支援者	高齢者配食サービス	東村山市					
に対する配食、見守り、移動等の生活支援)	安否確認や見守りが必要な高齢者の方に対する配食サービス						
地域における公益的な取 組④(地域の要支援者	地域住民活動支援	東村山市、足立区、大田区					
に対する資金や物資の貸付・提供)	地域住民や団体に対し、無料で会場、備品等の貸し出し						
地域における公益的な取 組⑤ (既存事業の利用	生計困難者等に対する負担軽減事業	東村山市、足立区、大田区					
料の減額・免除)	所得が低く、生計が困難な方の利用者負担額の一部を助成し、負担を軽	至減					
地域における公益的な取 組⑥(地域の福祉ニーズ	地域サロン	東村山市、足立区					
等を把握するためのサロン 活動)	地域住民に対し居場所づくりの取組支援						
地域における公益的な取 組⑦ (地域住民に対する	介護職員初任者研修事業(受託)	東村山市					
福祉教育)	地域の方が受講しやすい資格取得の場を提供し、地域社会の介護人材養成に貢献						
地域における公益的な取 組⑦ (地域住民に対する	健康体操教室	東村山市、足立区、大田区					
福祉教育)	地域の65歳以上の方を対象に転倒防止及び体力強化等の体操を実施						
地域における公益的な取 組⑦ (地域住民に対する	認知症サポート講座	東村山市、足立区					
福祉教育)	地域住民に対する認知症サポート講座						
地域における公益的な取 組⑦ (地域住民に対する	福祉教育への協力	東村山市、足立区、大田区					
福祉教育)	地域の保育園、小中学校等の福祉教育への協力(受け入れ)						
地域における公益的な取 組® (地域の関係者との	防災訓練	東村山市、足立区、大田区					
ネットワークづくり)	近隣町会と合同で防災訓練を実施						
地域における公益的な取	日曜レストラン、ホームでランチ	東村山市、大田区					
組⑨ (その他)	地域住民に対して、低価格で昼食を提供						
地域における公益的な取 組®(地域の関係者との	共同研修	東村山市					
ネットワークづくり)	圏域の介護支援専門員と共同研修を実施						
地域における公益的な取 組®(地域の関係者との	常東地域あんしん拡大会議	足立区					
ネットワークづくり)	住民、保健・医療・介護関係者がつながり、高齢者を支えあう仕組みにつ	いてワーキング					
地域における公益的な取 組⑦ (地域住民に対する	認知症・介護予防教室	足立区					
福祉教育)	地域の65歳以上の方を対象に各種プリントや計画の組み立てや作業によ	る脳トレを実施					
地域における公益的な取 組①(地域の要支援者	認知症カフェ	足立区 4/5					

に対する相談支援)	認知症の人や家族が気軽に参加し相談や介護予防を行える場	ž提供
地域における公益的な取	都営住宅住居者のごみ収集	大田区
組⑨ (その他)	ホーム近隣のごみ収集	·
地域における公益的な取	ボランティアパトロール	大田区
組⑨ (その他)	地域小学校の登校見守り	·
12. 社会福祉充実	残額及び社会福祉充実計画の策定の状況	(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)
①社会福祉事業又は ②地域公益事業(円 ③公益事業(円) ④合計額(①+②+ (3)社会福祉充実残額	ぶにおける計画額(計画期間中の総額) 公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円) ③)(円) 認の前年度の投資実績額 公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)) ③)(円) ③)(円) [回) [回) [回) [回) [回) [回) [回) [0 0 0 0 0 0 0 0 0
13. 迈明性の唯体	に同りた 以組 1人が	
	無	■近の受審年度
14. ガバナンスの強	化・財務規律の確立に向けた取組状況	
①実施者の区分 ②実施者の氏名(法人 ③業務内容 ④費用[年額](円)	自徴収・検査への対応状況 平成29年度実地検査 ①理事、監事、評議員の選任手続に 法人において確認がされていないの。 ②監事の選任に関する評議員会の議 ③招集通知が省略された場合に、理!	おいて、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、 で、是正すること。 案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。
②実施した改善内容	②評議員会に提出する監事選任議第 ③招集の手続を省略する場合は、理 不可能な場合は、理事会開始前に	際に、「暴力団員等の反社会的勢力の者ではない」ことの確認を取る。 を決定する理事会において、監事全員の同意を確認する。 事及び監事全員の同意を得ること、また事前に同意を得ることが技術的に 全員の確認を得たうえで開催し、それを議事録に記録していく。 支給基準において、都度現金で本人に支給、もしくは振り込むことを
15. その他		
1 J. Cの他 退職手当制度の加入状況	7 Mr. (MR. 44 (2) Mr1)	

退職手当制度の加入状况等(

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度((独)福祉医療機構)に加入	1 有		
② 中小企業退職金共済制度 ((独)勤労者退職金共済機構) に加入	2 無		
③ 特定退職金共済制度(商工会議所)に加入	2 無		
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間	間の社会福祉事業・施設の	職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入(具体的に: ● ● ●)			
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無		
② 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無		

16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称